

令和8年8月24日

神奈川県知事
黒 岩 祐 治 様

一般社団法人神奈川県建設業協会
会 長 渡 邊 一 郎

「特別市制度」に反対する要望

当協会は設立以来、会員企業が神奈川県における社会インフラ整備の役割を担い、県民の安心・安全な生活を支え、また近年、自然災害が頻発化・激甚化する中、災害復旧工事にあたっては、市町村域を超えて連携して活動するなど、地域社会に対する社会的責任を果たすことに努め、「地域建設業は神奈川の守り手」との理念のもと会員一丸となって活動してきました。

当協会としては、今後もこうした理念に沿って、建設業の健全な発展を図るとともに、地域社会の発展及び安全・安心の確保に努め、公共の福祉の増進に寄与していきたいと考えています。

そのためには、引き続き、政令市及び一般市町村を含めた県全域が事業活動の対象であることが望ましいと考えており、現在、国などで議論されている「特別市制度」について、次の理由から反対の立場を表明し、神奈川県に対し、法制化阻止に向けて必要な対応をされるよう強く要望します。

1 均衡ある社会インフラの整備

現代における社会経済活動は、その範囲がますます広域化しており、社会経済活動のさらなる発展のためには、広域にわたり最適化された社会インフラの整備が必要である。

一方で、今後老朽化した社会インフラの維持管理が難しくなり、全国では複数の地方自治体が連携して維持管理業務をおこなうインフラメンテナンスのマネジメント手法である「群マネ」の導入も進められている中、地域の守り手としてこれを支える地域建設業の維持も大きな課題となっている。

このような中、「特別市制度」により県と特別市の行政権限が分断されることは、広域的な社会インフラの整備計画、交通・物流ネットワークの最適化、地域間の公共投資のバランスなどの調整機能が弱体化し、均衡ある社会インフラの整備が阻害されることになる。

具体的には、複数の市町村にまたがる道路・河川などの社会インフラの整備や県西部に存在する水源地域の社会インフラを含めた適切な環境整備など、県民の生活に直結する事業を着実に進めるにあたり、円滑な実施が阻害されることは地域建設業にとって大きな懸念となる。

また、地域建設業は県全体の均衡ある発展を前提として事業を行っており、行政権限の分断は、長期的なインフラ整備の効率性と地域間のバランスを損なうこととなる。

2 災害時の広域復旧体制の構築

近年、自然災害は頻発化・激甚化しており、自然災害の影響範囲はより広域にわたるようになってきている。

このような状況においては、広域的な災害復旧体制の構築が重要であり、市町村の範囲を超えた、道路啓開、河川復旧、物資輸送ルートの確保などの計画及び実施体制を整備し、これを「災害対応の司令塔」として広域自治体が統括し、広域的な災害復旧体制が構築されることが重要である。

当協会は、これまで県と緊密に連携しながら、災害復旧工事の実働役として応急復旧に即応できる体制を構築してきたが、「特別市制度」によりこの連携が損なわれることは、県民の生命・財産を守る上で大きな懸念となると考える。

3 建設業の人材育成

現在、建設業界は担い手不足が深刻化しており、県立高校や職業技術校での建設系職業教育、若年層への建設業の魅力発信、若手技術者の確保に向けた産学官連携の推進などの広域自治体による一体的な支援が、地域建設企業にとって優れた建設産業人材の確保のためには不可欠である。

例えば、現在、3政令市で建設人材の育成のための基盤を有しているのは、川崎市立総合科学高等学校のみであり、県下で工業高校へ進む生徒の減少傾向を鑑みると、特別市による行政権限の分断は建設を学ぶ環境に負の影響を生じさせると考えられ、むしろ全県で建設やモノづくりの教育に取り組む必要がある。

建設業は地域経済と雇用を支える基幹産業であり、今後も地域建設業を持続的に経営し、地域経済の発展に貢献するためには、引き続き広域自治体による人材育成への支援が不可欠と考える。

以上のとおり、県建設業協会として「特別市制度」は、現在、県が担っている広域行政の重要な役割を損なうとともに、社会経済の発展のために行政の広域的連携がますます重要となることに反し、地域を分断することが強く懸念されるなど、上記項目をはじめとした多くの問題があると考ええる。

したがって、国などで議論されている「特別市制度」について、反対の立場を表明し、神奈川県に対し、法制化阻止に向けて必要な対応をされるよう強く要望します。